

障害児通所給付費・入所給付費等請求書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

(様式第三)

障害児通所給付費・入所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先) 殿

請求事業者	指定事業所番号	
	住所(所在地)	
	電話番号	
	名称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成		年		月		分	
請求金額		百	千	円			
区分	件数	単位数	費用合計	給付費請求額	特別対策費請求額	利用者負担額	自治体助成額
通所給付費							
入所給付費							
小計							
特定入所障害児食費等給付費							
処遇改善助成金							
合計							

請求書の作成は、事業所番号単位で行い、同一事業所番号で管理される事業所の障害児通所給付費・入所給付費等の請求は、一括で行う。

当該事業所番号単位での

- ① 障害児通所給付費
- ② 障害児入所給付費
- ③ 特定入所障害児食費等給付費(補足給付費)
- ④ 特別対策費
- ⑤ 処遇改善助成金
- ⑥ 自治体助成額

の請求合計額を記載する。

サービス種別単位に添付される請求明細書の集計額等を記載する。

- ① 件数
- ② 総単位数
- ③ 費用合計(100/100の額)
- ④ 給付費請求額
- ⑤ 特別対策費請求額
- ⑥ 利用者負担額
- ⑦ 自治体助成額

を記載する。
③=④+⑤+⑥+⑦ となる。

※ 処遇改善助成金の取り扱いについては、現在検討中。

障害児通所給付費・入所給付費等明細書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

(様式第四)

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号		平成		年		月		日	
助成自治体番号									
受給者証番号		指定事業所番号							
給付決定保護者氏名		請求事業者 事業者及びその事業所の名称							
給付決定に係る障害児氏名		地域区分							
利用者負担上限月額		指定事業所番号		管理結果		管理結果額			
利用者負担上限額		管理事業所		事業所名称					
サービス種別	サービスコード	平成	年	月	日	平成	年	月	日
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	備考				
給付費明細欄									
サービス種類コード									
サービス利用日数									
給付単位数									
単位数単価									
総費用額									
1割相当額									
利用者負担額②									
自治体負担額(1割相当額)									
調整後利用者負担額									
目標管理後利用者負担額									
決定利用者負担額									
請求額									
給付費									
特別給付費									
自治体助成金請求額									
助成金	請求先都道府県番号	請求額	請求額						
特定入所障害児食費等給付費	算定日数	日数	給付費請求額	実費算定額					
政中									

同一事業所番号で括られた指定事業所が、一人の障害児に複数事業の支援を提供した際には、請求明細書は一枚のみ作成する。

受給者証に記載された利用者負担上限月額を記載する。

利用者負担の上限額管理結果を記載する。

障害児通所支援・入所支援提供時には、当該サービス種別の番号を記載し、開始年月日、終了年月日、利用日数及び入院・外泊日数の該当項目を記載する。

- ① 「サービス内容」欄に、サービスコード表に記載された名称を記載する。
- ② 「サービスコード」欄に、サービスコード表に記載されたサービスコードを記載する。
- ③ 「単位数」欄に、サービスコード表に記載された単位数を記載する。
- ④ 「回数」欄に、当該月における算定回数を記載する。
- ⑤ 「サービス単位数」欄に、単位数に回数を乗じて算出した単位数を記載する。

- ① 「サービス種類コード」欄に、サービスコードの上2桁の番号及び名称を記載する。
- ② 「サービス利用日数」欄に、当該月における支援提供実日数を記載する。
- ③ 「給付単位数」欄に、サービス単位数の合計を記載する。
- ④ 「単位数単価」欄に、当該事業所に適用される1単位の単価を記載する。
- ⑤ 「総費用額」欄には、給付単位数に単位数単価を乗じて得た額を記載する。
(端数処理:小数点以下は切捨て(⑥も同じ))
- ⑥ 「1割相当額」欄には、総費用額に10/100を乗じて得た額を記載する。
- ⑦ 「利用者負担額②」欄には、⑥を記載する。ただし、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五が適用された受給者の場合、「法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を記載する。
- ⑧ 「上限月額調整」欄に、⑦又は負担上限月額のうち小さい額を記載する。
- ⑨ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。
- ⑩ 「給付費・請求額」欄に⑤から⑨を控除した額を記載する。
- ⑪ 「合計」欄には、各欄の合計額を記載する。

特定入所障害児食費等給付費の請求額を記載する。

※ 処遇改善助成金の取り扱いについては、現在検討中。

特例障害児通所給付費等請求書の記載における留意点

本様式は、登録事業所番号(10桁)の3桁目が「8」の事業所が使用する様式。

(様式第六)

特例障害児通所給付費等請求書

平成 年 月 日

(請求先) 殿

請求事業者	登録事業所番号	
	住所(所在地)	
	電話番号	
	名称	
	職・氏名	

下記のとおり請求します。

平成		年		月		分
----	--	---	--	---	--	---

請求金額		百		十		円
------	--	---	--	---	--	---

区分	件数	単位数	費用合計	給付費請求額	特別対策費請求額	利用者負担額	自治体助成額
特例障害児通所給付費							
小計							
高額障害児通所給付費							
小計							
処遇改善助成金							
合計							

請求書の作成は、事業所番号単位で行い、同一事業所番号で管理される基準該当事業所の特例障害児通所給付費等の請求は、一括で行う。

当該事業所番号単位での

- ① 特例障害児通所給付費
- ② 高額障害児通所給付費
- ③ 処遇改善助成金
- ④ 自治体助成額

の請求合計額を記載する。

サービス種別単位に添付される請求明細書の集計額等を記載する。

- ① 件数
- ② 総単位数
- ③ 費用合計(100/100の額)
- ④ 給付費請求額
- ⑤ 特別対策費請求額
- ⑥ 利用者負担額
- ⑦ 自治体助成額

を記載する。
③=④+⑤+⑥+⑦ となる。

※ 処遇改善助成金の取り扱いについては、現在検討中。

請求明細書の「請求額集計欄」の記載方法の変更について

1 法第三十一条が適用されていない受給者の例

(利用者負担上限月額 9,300円の場合、法第三十一条に基づく市町村が定める額 5,000円)

サービス種類コード	1	1	居宅介護				合計											
	サービス利用日数	2	3	日														
給付単位数		1	5	0	2	8		1	5	0	2	8						
単位数単価			1	0	円/単位													
総費用額	1	5	0	2	8	0	1	5	0	2	8	0						
1割相当額		1	5	0	2	8												
利用者負担額②		1	5	0	2	8												
上限月額調整(①②の内少ない数)			9	3	0	0			9	3	0	0						
A型減免	事業者減免額																	
	減免後利用者負担額																	
調整後利用者負担額																		
上限額管理後利用者負担額																		
決定利用者負担額			9	3	0	0			9	3	0	0						
請求額	給付費	1	4	0	9	8	0	1	4	0	9	8	0					
	特別対策費																	
自治体助成分請求額																		

- ① 「1割相当額」欄に、総費用額の1割相当の額を記載する。
例の場合、総費用額は「150,280円」であり、1割相当額は「15,028円」である。
 - ② 「利用者負担額②」欄に、法第三十一条が適用されない受給者については、総費用額の1割相当の額を記載する。
例の場合、法第三十一条が適用されないため、1割相当額の「15,028円」を記載する。
 - ③ 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄に、「利用者負担額②」に記載されている額と、利用者負担上限月額のうち小さい額を記載する。
例の場合、利用者負担額②は「15,028円」であり、利用者負担上限月額は「9,300円」であるため、小さい額の「9,300円」を記載する。
 - ④ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。
 - ⑤ 「給付費・請求額」欄に総費用額から決定利用者負担額を引いた額を記載する。
例の場合、総費用額は「150,280円」であり、決定利用者負担額は「9,300円」であるため、給付費請求額には「150,280 - 9,300 = 140,980円」を記載する。
- ※ 法第三十一条に基づく市町村が定める額は、児童福祉法において、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額とする。

2 法第三十一条が適用される受給者の例

(利用者負担上限月額 9,300円、 法第三十一条に基づく市町村が定める額 5,000円)

サービス種類コード		1	1	居宅介護			合計					
サービス利用日数		2	3	日								
給付単位数			1	5	0	2	8					
単位数単価				1	0	円/単位						
総費用額		1	5	0	2	8	0					
1割相当額			1	5	0	2	8					
利用者負担額②				5	0	0	0					
上限月額調整(①②の内少ない数)				5	0	0	0					
請求額集計欄	事業者減免額											
	A型減免	減免後利用者負担額										
	調整後利用者負担額											
上限額管理後利用者負担額												
決定利用者負担額				5	0	0	0					
請求額	給付費		1	4	5	2	8	0				
	特別対策費											
自治体助成分請求額												

① 「1割相当額」欄に、総費用額の1割相当の額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、1割相当額は「15,028円」である。

② 「利用者負担額②」欄に、法第三十一条が適用される受給者については、「法第三十一条に基づく市町村が定める額」もしくは「1割相当額」のうち小さい額を記載する。

例の場合、法第三十一条に基づく市町村が定める額は「5,000円」であり、1割相当額は「15,028円」であるため、小さい額の「5,000円」を記載する。

③ 「上限月額調整(①②の内少ない数)」欄に、「利用者負担額②」に記載されている額と、利用者負担上限月額のうち小さい額を記載する。

例の場合、利用者負担額②は「5,000円」であり、利用者負担上限月額は「9,300円」であるため、小さい額の「5,000円」を記載する。

④ 「決定利用者負担額」欄に、確定した利用者負担額を記載する。

⑤ 「給付費・請求額」欄に総費用額から決定利用者負担額を引いた額を記載する。

例の場合、総費用額は「150,280円」であり、決定利用者負担額は「5,000円」であるため、給付費請求額には「150,280 - 5,000 = 145,280円」を記載する。

※ 法第三十一条に基づく市町村が定める額は、児童福祉法において、法第二十一条の五の十一又は法第二十四条の五に基づく都道府県等が定める額とする。

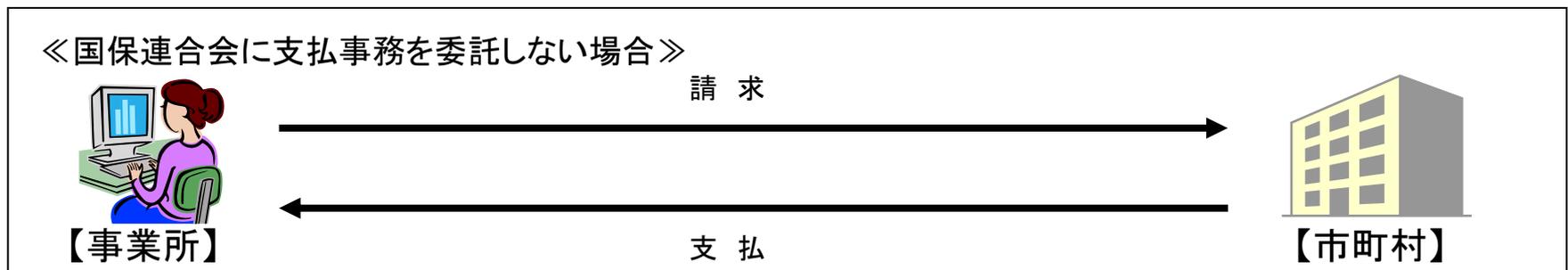
5. 障害児通所給付費等の支払事務の委託について

児童デイサービスの障害者自立支援法から児童福祉法への移行に伴う障害児通所給付費の請求先について

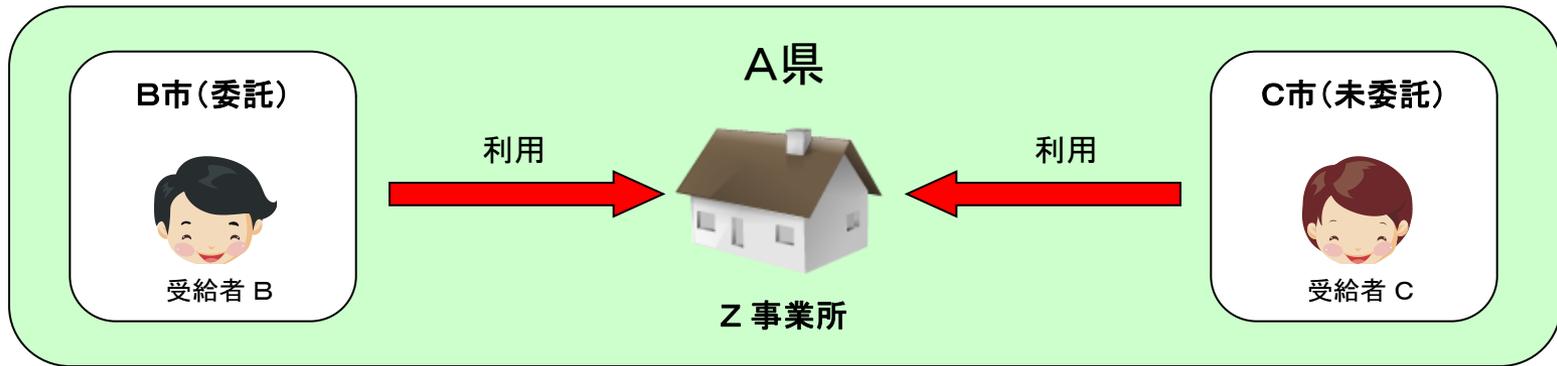
＜現行＞ 障害介護給付費については、全市町村が国保連合会へ委託しているため、請求先は国保連合会



＜平成24年4月以降＞ 障害児通所給付費にかかる国保連合会への支払事務の委託状況により、請求先が国保連合会と市町村に分かれる



国保連合会に障害児通所給付費の支払事務の委託を行っているB市の受給者と委託を行っていないC市の受給者にサービス提供した場合



B市は、障害児通所給付費の支払事務を委託しているため、受給者Bに関する受給者情報は、国保連合会に登録されている。

C市は、障害児通所給付費の支払事務を委託していないため、受給者Cに関する受給者情報は、国保連合会に登録されていない。

したがって、Z事業所は、受給者Bに係る請求を国保連合会にインターネットで行い、受給者Cに係る請求をC市に対して紙等により行う。

